

(公 印 省 略)
 神健保医第 1347 号の 6
 令和 6 年 7 月 4 日

医療法人徳洲会
 理事長 東上 震一 様

神戸市保健所長
 楠 信也

改善計画書の追補に関する修正指示書

貴法人に対して、令和 6 年 6 月 25 日付け神健保医第 1347 号の 5 にて改善計画書の追補の提出を求め、令和 6 年 7 月 1 日に追補が提出されたところである。しかしながら、提出された改善計画書の追補について、一部不十分であることから、下記のとおり、修正、追記を指示する。

令和 6 年 7 月 8 日までに、改善計画書の追補を再提出すること。

記

1. 改善計画書の追補【指導事項 1. 組織としてのガバナンス機能不全】

《修正指示》

2) の「その際、この度・・・調査報告とする」の部分は削除すること。

根本原因に関して、保健所が挙げた 4 つの視点に基づく調査を報告するのでは不十分であり、貴法人の独自の調査による根本原因および独自方策について、まず明文化すること。方策については再び同様の事態を繰り返さない策も講じること。貴法人から以下の 6 点について今までに原因として回答があり、6 点についても明記すること。6 点以外にも独自調査で判明した原因について記載すること。

独自の方策についても令和 6 年 8 月末までに改善計画を完了すること。

- ① 骨（組織力）がない
- ② 平時の医療安全の方策の少なさ
- ③ 院長が頻繁にかわるという人事問題
- ④ 職員への情報・説明のなさ
- ⑤ 医師が個々の診療に専念し病院全体を考える人がいない
- ⑥ 権威勾配

2. 改善計画書の追補【指導事項2. 医師数の不足】

《修正指示》

1) の「・・・診療体制、医師体制について具体的な方向性を示す。」において、「具体的な方向性を示す」ではなく「医師体制について具体的に示す」へ修正すること。

「方向性」ではなく、309床稼働時の医師体制について明確なビジョンを示すこと。309床稼働時の診療科ごとの医師数や病床数などについて明確なビジョンを持ち、それに向けた医師体制を計画していく必要がある。

3. 改善計画書の追補【指導事項3. 職員の医療安全に対する認識不足】【指導事項4. 職員間の緊急時を含む情報伝達の不足】

《追記指示》

②医療安全にかかる時間の確保 2) の「医療安全専任医師以外の医局代表の医師1名」を選定するにあたり、選定条件（例えば、医療安全関連の資格所持者や〇〇研修受講者など）や医師の出席すべき会議や業務も示すこと。

(連絡先)

神戸市健康局保健所医務薬務課

医療監視担当

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

TEL 078-322-6797